

熊本県土地利用基本計画  
(第5次熊本県国土利用計画)

参 考 資 料

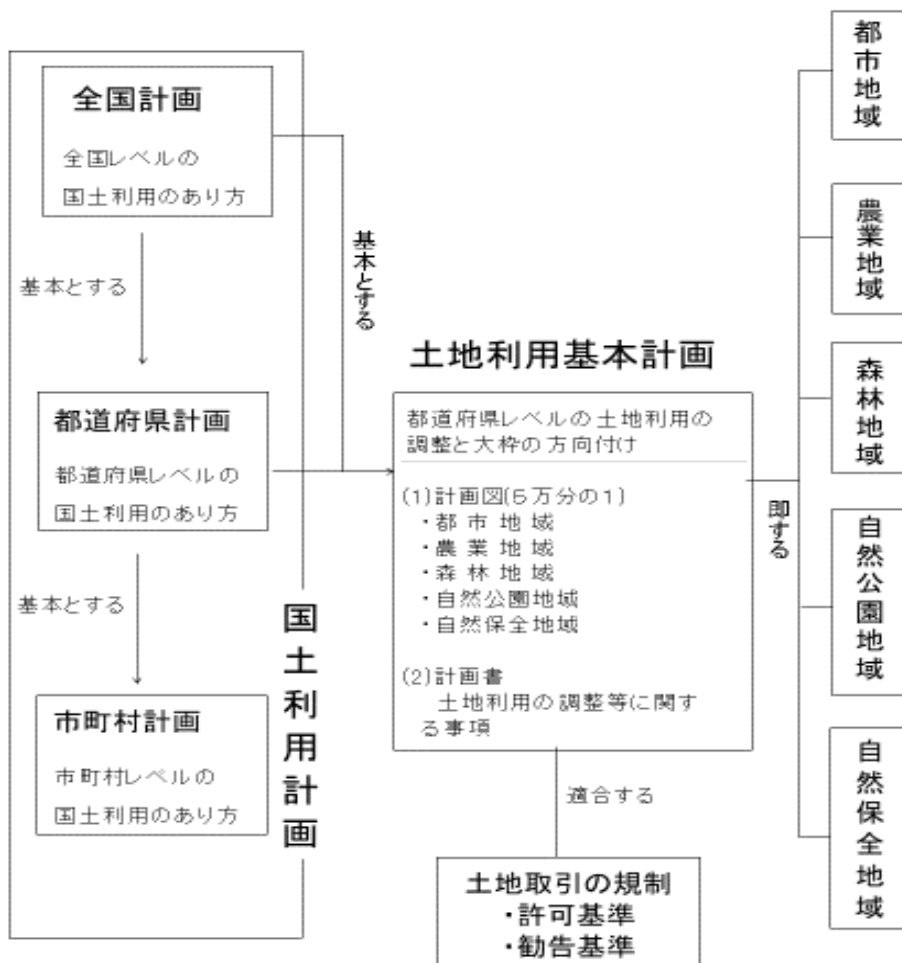
# 1 国土利用計画法における各計画体系図

国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に基づき、国土利用計画（県計画）及び土地利用基本計画を策定しており、今回の改定において両計画を統合した。

国土利用計画（全国計画）を基本として策定する国土利用計画（県計画）は、県土の利用に関する基本構想や県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等について定めるものであり、本計画では、「1 県土利用に関する基本構想」、「2 県土利用の基本方向」、「3 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、「4 3 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」がこれに該当する。

また、これを基本として策定する土地利用基本計画は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）等の個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画として、総合調整機能を果たすものであり、本計画では、「5 土地利用の原則及び重複する地域の調整指導方針」、「6 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」がこれに該当する。

## 国土利用計画法



## 2 利用区分の定義

利用区分	定義
1．農地	農地法第2条第1項に定める農地で、耕地の目的に供される土地であって畦畔を含む。
2．森林	<p>森林法第2条第1項に規定する森林を対象とし、国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。</p> <p>1) 国有林</p> <p>ア．林野庁所管国有林</p> <p>森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁が所管する森林。官行造林地（公有林野等官行造林法に基づき国が造林した分収林をいう。なお、官行造林契約期間中に、その面積の一部に伐採跡地が発生した場合には、民有林に計上する。）も含む。</p> <p>イ．その他省庁所管国有林</p> <p>森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁所管以外の森林。なお、独立行政法人通則法第2条第1項及び第2項に規定する独立行政法人及び特定独立行政法人並びに国立大学法人法第2条第1項に規定する国立行政法人が所管する森林については民有林に区分される。</p> <p>2) 民有林</p> <p>森林法第2条第1項に定める森林であって同条第3項に定めるもの。</p>
3．原野等 (原野、 採草放牧地)	農地法第2条第1項に定める採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるもの）と「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から国有林（ただし林野庁所管分に限る）を除いた面積の合計。

<p>4 . 水面 ・河川・水路</p>	<p>水面、河川及び水路の面積の合計である。</p> <p>1 ) 水面 湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面である。</p> <p>2 ) 河川 河川法第 4 条に定める一級河川、同法第 5 条に定める二級河川及び同法第 100 条による準用河川の同法第 6 条に定める河川区域である。</p> <p>3 ) 水路 農業用排水路である。</p>
<p>5 . 道路</p>	<p>一般道路、農道及び林道の合計である。車道部(車道、中央帯および路肩)、歩道部、自転車道部及び法面からなる。</p> <p>1 ) 一般道路 道路法第 2 条第 1 項に定める道路。</p> <p>2 ) 農道 農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道。</p> <p>3 ) 林道 国有林道及び民有林林道。</p>
<p>6 . 宅地</p> <p>1 ) 住宅地</p>	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地である。</p> <p>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地に、非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p>

2)工業用地	「工業統計調査(地域別統計表)」にいう「事業所敷地面積」を従業者4人以上の事業所敷地面積に補正したもの。
3)その他の宅地	1)、2)の区分のいずれにも該当しない宅地。
7.その他	県土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。

### 3 土地利用基本計画図地域区分別面積

区 分		面 積(ha)	割 合(%)
五 地 域	都 市 地 域	129,855	17.5
	農 業 地 域	490,544	66.2
	森 林 地 域	460,738	62.2
	自 然 公 園 地 域	164,074	22.1
	自 然 保 全 地 域	332	0.0
計		1,245,543	168.0
白 地 地 域		5,994	0.8
県 土 面 積		740,950	100.0

- 注) 1. 県土面積は、平成 30 年(2018 年)10 月 1 日現在の国土地理院公表の県土面積である。
2. 森林面積は、熊本県林業統計要覧(平成 29 年度(2017 年度)版)公表の森林面積である。
3. 地域区分の面積(森林地域を除く)は、土地利用基本計画上で計測したものである。

#### 4 五地域の細区分別面積

五地域	細区分	面積(ha)	備考
都市地域			
	市街化区域	12,647	平成29年3月31日現在
	市街化調整区域	40,082	"
	その他の都市計画区域における用途地域	10,857	"
農業地域			
	農用地区域	127,336	平成30年12月31日現在
森林地域			
	国有林	63,354	平成30年4月1日現在
	地域森林計画対象民有林	397,384	"
	保安林	160,180	平成30年3月31日現在
自然公園地域			
	特別地域	66,021	平成31年3月31日現在
	特別保護地区	1,149	"
自然保全地域			
	特別地区	299	平成31年3月31日現在

面積は、個別規制法部局資料による

## 5 用語解説

### あ

- ・ **新たな森林管理システム** (20 ページ)  
林業の成長産業化と森林資源の適切な管理、意欲と能力のある林業経営者への森林の経営管理の集積を進めるために創設されたもの。
- ・ **エコ・コンパクトな都市づくり** (7 ページ)  
今後の人口動向に対応して豊かな生活を営めるような都市を目指し、市街地の無秩序な拡大の抑制、公共交通機関優先の都市づくり、中心市街地の再構築に加え、低炭素社会を実現しようとする考え方。
- ・ **オープンスペース** (5, 7, 11, 13, 20 ページ)  
公園、道路、河川、学校グラウンド等立ち入りが可能な空地等。

### か

- ・ **環境衛生施設** (12 ページ)  
上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設、共同墓地及び火葬場。
- ・ **環境への負荷** (9, 22, 26 ページ)  
人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。
- ・ **緩衝緑地** (22 ページ)  
工場、道路等生産輸送活動が行われる土地と住宅地等日常生活が展開される土地を必要に応じて分離し、居住環境の悪化を防止するための緑地。
- ・ **基準年次** (14 ページ)  
計画の基礎となる年次であり、通常、計画策定時において様々な実績値を網羅的に把握できる直近の年次としている。
- ・ **協働** (23, 27 ページ)  
パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より良いものを創り上げていく具体的な「行為や行動」。
- ・ **共同溝** (26 ページ)  
電話線、電力線、ガス管、水管、下水道管等の公益事業のための物件を共同して収容する道路の路面下の施設。
- ・ **居住環境** (11, 13, 26 ページ)  
通勤通学や買物の利便性、生活関連施設の整備状況、近隣における自然の豊かさ、災害に対する安全性等、居住地の良好さを指した環境。
- ・ **くまもとアートポリス** (23 ページ)  
環境デザインに対する関心を高め、都市文化並びに建築文化の向上を図る



とともに、文化情報発信地としての熊本を目指して、後世に残る文化的資産を創造することを目的とした事業。

・くまもとグリーン農業(23 ページ)

安全・安心な農産物を生産・供給するとともに、熊本の宝であるきれいで豊かな地下水を始めとする恵まれた自然環境を守り育てるため、土づくりを基本として、慣行農法に比べて化学合成肥料や化学合成農薬を削減するなど、環境にやさしい農業。

・熊本県人口ビジョン(14 ページ)

平成 27 年(2015 年)10 月に策定、令和 3 年(2021 年)3 月改定。

まち・ひと・しごと創生法第 9 条に基づく「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するに当たって、本県における人口の現状を分析し、2060 年の人口の見通しなど、今後めざすべき将来の方向を示すもの。

2060 年の本県の人口について、国に準拠した推計では 124 万 3 千人となるところを、141 万 1 千人までの減少に抑えるという将来展望を示している。

・原生的な自然(8 , 22 ページ)

人の活動による影響を受けたことのない自然、又はかつて影響を受けたが現在はその影響がほとんど残っていない自然。

・健全な水環境(22 ページ)

治水や利水に対する県民の要望が充足され、同時に環境の保全に果たす水の役割が損なわれないなど、水の循環系において様々なニーズや機能がバランスよく良好に保たれた状態。

・健全な水循環系(11 ページ)

流域を中心とした一連の水の流れの過程において、人間社会の営みと環境の保全に果たす水の機能が、適切なバランスの下に、ともに確保されている状態。

・県土(1 , 2 , 3 , 4 , 5 ページ他)

土地、水、自然等の県土資源及びこれに人間が働きかけ形成した蓄積の総体。県土の範囲は、第一義的には海を含め主権的な利用権が及ぶ範囲であるが、国土利用計画においては、県民がその地域を生活や生産の場として使い、あるいは使う見通しがあり、かつ保全と利用の調整等計画によって秩序ある利用を図る必要のある範囲を計画の対象としていることから、具体的には海域は沿岸域までとしている。

・県土資源(19 ページ)

土地、水、自然等。地表面そのもの又は地表面に展開し、人間にとって様々な価値をもたらす素材である。

- ・ **県土保全機能**(5, 9, 20 ページ)  
 土砂の移動を防止し、洪水の発生を防ぐなど、県土の保全に資する機能。
- ・ **県土利用**(1, 2, 3, 4, 5 ページ他)  
 土地、水、自然という側面からみて、県土を利用すること。土地利用に比較して、県土利用は水や動植物等の利用を含むことから、より広範な概念である。
- ・ **公園緑地**(12, 13 ページ)  
 公園、広場、墓園等都市環境の改善と良好な都市環境の形成を図り、都市の健全な発達と住民の心身の健康の保持増進等健康で文化的な都市生活を確保するための土地。
- ・ **公共・公益施設**(11, 26 ページ)  
 電気、ガス、水道、下水道、電話、地下鉄、地下街等の施設。
- ・ **厚生福祉施設**(12 ページ)  
 病院、保健所、社会福祉施設など国民の健康で幸福な生活に資する施設。
- ・ **交通結節機能**(11 ページ)  
 異なる交通手段(場合によっては同じ交通手段)を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。
- ・ **交通施設**(12, 22 ページ)  
 道路、鉄道、空港など交通の用に供される施設。
- ・ **荒廃農地**(1, 3, 6, 9, 13, 18, 27 ページ)  
 現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
- ・ **国土強靱化**(2 ページ)  
 人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築する取組み。
- ・ **国土調査**(27 ページ)  
 地籍調査、土地分類調査、水調査、～ の基礎となるために行う調査。国土調査法に基づく調査であり、本調査より得られる成果は土地利用計画の策定や公共事業を推進する際の基礎資料としても用いられている。
- ・ **混住化**(25 ページ)  
 農業集落において農家と農家以外(土地持ち非農家及び非農家)が混在して存在すること。

・再開発(13 ページ)

都市において、人口の集中による過密化と不合理な土地利用により生ずる都市機能の低下、環境の悪化に対応するため、工場の分散や流通業務の再配置、都市施設の整備等都市における土地の合理化かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、もって良好な市街地環境の創造、都市の安全性の確保、計画的な受託の供給、住民生活の改善・向上等公共の福祉に寄与すること。

・砂防(10, 19 ページ)

台風や集中豪雨さらには地震や火山噴火などにより引き起こされる土砂災害の防止を進め、県土の保全を図ること。

・自然維持地域(7, 8, 9 ページ)

人為的な影響が弱いか又は非恒常的であることから、自然が良好な状態で維持されてきた地域であって、かつその自然が優れた属性を有しており、今後ともその優れた自然環境の維持を図るべき地域。

・自然環境保全基礎調査(27 ページ)

自然環境の保全を図るため、国が自然環境保全法に基づいて実施する基礎的な調査。これまでに、植生、野生動物、河川、湖沼、海岸等の自然環境に関する調査が行われている。

・自然的土地利用(12, 24 ページ)

都市的土地利用以外の土地利用であり、農林業的土地利用に自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川などを加えたもの。

・持続可能な森林経営(10 ページ)

国連環境開発会議で採択された森林原則声明において初めて用いられた言葉(sustainable forest management)であり、森林の取り扱いに際し規範とすべきキーワードとして、現在各国で用いられている。

具体的には、木材、水、燃料、野生生物の生息・生息地、景観等さまざまな財及びサービスを森林が将来にわたって供給できるよう森林を持続的に経営していこうというものであり、持続可能な森林経営の進展を評価するために国際的な基準、指標の作成及び評価が進められている。

・住宅ストック(11, 12 ページ)

その時点で存在している全ての住宅のこと。

・諸機能(2, 5, 7, 30 ページ)

生産機能、商業機能等人間が形成した社会的機能を総称したもの。一般的には、中枢管理機能等高次の機能を意識して用いられることが多い。

・親水空間(13 ページ)

水や川に触れ親しむ空間。

- ・ **森林環境税**(20 ページ)

平成 31 年(2019 年)3 月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立・公布された。

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要なる財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って森林を支える仕組みとして創設されたもの。市町村等がこれを有効に活用することにより、各地域において、これまで手入れができていなかった森林の整備を進める。

- ・ **森林資源**(8, 10, 20, 25 ページ)

資源としてみた場合の森林。原料・材料をはじめ保健休養、情操のかん養など、人間にとっての利用価値の意味を含めた用語である。

- ・ **森林の保続培養**(24, 30 ページ)

現在ある森林資源を、その賦存量や質的状況、配置などに配慮しながら合理的かつ計画的に維持・増大していくこと。

- ・ **生活環境**(5, 8, 9, 10, 20, 22, 29, 30 ページ)

日常生活の安全性、住宅の快適性、自然の豊かさ、文化活動の活発さや交流機会の多さなど、日常生活を取り巻く環境。

- ・ **生活関連施設**(11 ページ)

学校、病院、公園、図書館などの教育、厚生、福祉、文化施設、スーパーマーケット、食堂などの消費施設、交通施設、その他の都市基盤施設。

- ・ **生態系**(4, 5, 8, 9, 10, 13, 23 ページ)

植物、動物、微生物などの生物的要素と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの非生物的要素から成り立ち、それらの要素が物質的循環などを通じて、複雑に関係し合い、全体として一つの系が保たれている状態。

- ・ **生物多様性**(2, 4, 6, 9, 23, 24 ページ)

ある地域に住んでいる全ての生物と周囲の生活環境のまとまりを生態系といい、様々な生態系の中で、いろいろな生物や個体が互いに複雑な関係を持ちながら生活している状態。

生物多様性は、階層的に、「種内の多様性(個体の多様性・遺伝子の多様性)」、「種間の多様性(種の多様性)」、「生態系の多様性」の3つの段階にまとめられている。

た
---

- ・ **多面的機能**(3, 10, 17, 21, 25 ページ)

農用地や森林の多面的機能としては、水資源かん養(水資源を保持し、洪水流量等を調整する機能)、洪水や山崩れ、土壌の浸食・流出の防止といっ

た国土保全機能、水田における窒素の吸収、吸着等による水質浄化、多様な生物層の保全等を通じての環境保全機能、さらには、緑豊かな景観の維持、都市住民の憩いの場の提供等の機能があげられる。

・ **多面的機能支払制度**(9 ページ)

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保安全管理を推進するための交付金制度。

・ **地域防災拠点**(7, 8, 20 ページ)

地域レベルにおいて災害対策活動の拠点となる施設。備蓄倉庫や貯水槽が設置されている防災センター、広場、学校などが該当する。

・ **小さな拠点**(8, 21 ページ)

小学校区など複数の集落が散在する地域において、商店、診療所等の日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、さらに周辺の各集落との間をコミュニティバスなどの交通手段により結んだ地域の拠点。

・ **地下水と土を育む農業**(9 ページ)

地下水の水質や量の保全、地力の増進に寄与するように土づくりを行いながら、減農薬・減化学肥料の取組みや堆肥の活用、飼料用米作付、水田湛水等の取組みを行う農業のこと。

・ **治山**(19, 20 ページ)

荒廃山地などの復旧や森林の維持・造成を通して水資源のかん養と土砂流出の防止を進め、県土の保全及び水資源の確保を図ること。

・ **中山間地域等直接支払制度**(9 ページ)

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。

・ **低・未利用地**(1, 3, 7, 12, 13, 24, 26, 27 ページ)

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

・ **田園回帰**(8 ページ)

都市に住む若者を中心に農村の魅力の再発見が進み、都市と農村を人々が行き交う動きや、都市部からの人の移住・定住の動きが活発化している現象。

・ **都市基盤施設**(7 ページ)

道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設。

- ・都市的土地利用(3 ページ)

住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路など、主として人工的施設による土地利用。

- ・土地基本調査(27 ページ)

「法人土地・建物基本調査」(国土交通省が実施)と「世帯土地統計」(総務省が実施する「住宅・土地統計調査」のうち、土地部分を転写・集計により作成)の2本で構成され、全国の土地・建物の所有・利用状況等に関する実態を明らかにし、土地の有効利用を的確に進めるうえで必要となる基礎的な統計データを収集・整備することを目的とする調査。

## な

- ・農地中間管理機構(9, 25 ページ)

農用地等を貸したいという農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、平成26年度(2014年度)に全都道府県に設置された農用地等の中間的受け皿となる組織。

- ・農薬等ポジティブリスト制度(23 ページ)

平成15年(2003年)の食品衛生法改正に基づき、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(農薬等)について、一定量以上の農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度。

- ・農林業的土地利用(3, 24 ページ)

主として、農業生産活動又は林業生産活動の用に土地を利用することをい、農用地、林業に係る森林、農林道が該当する。

## は

- ・パートナーシップ(26 ページ)

通常、従属的、依存的でない対等な関係、すなわち、お互いに信頼し合い、お互いの主体性や特性を尊重し合いながら、お互いに責任をもつという「関係性」として用いられる。

本県においては、単なる関係性にとどまらず、そのような関係づくりを推進していく行動原理のことをいう。

- ・不在村森林所有者(10, 21 ページ)

所有する森林とは別の市町村に居住する個人または主たる事務所のある法人。

- ・文教施設(12 ページ)

学校、図書館などの国民の教育、文化の向上に資する施設。

- ・平成28年熊本地震(1, 15, 19 ページ)

平成 28 年(2016 年)4 月 14 日 21 時 26 分に益城町で最大震度 7 を観測する地震(前震)が、4 月 16 日 1 時 25 分に益城町、西原村で最大震度 7 を観測する地震(本震)が発生、震度 7 を 28 時間以内に 2 回観測したのは、観測史上初めてとなった。

- ・保安林(20, 30, 32 ページ)

公益的機能を特に発揮させるべき森林として、森林法により指定された森林。

## ま

- ・水環境(4, 21, 22 ページ)

水を中心に捉えた環境。水質、水量、水生生物、水辺地を含む概念であり、この場合の環境とは、特に人間に豊かな恵みをもたらすものとして捉えている。

- ・目標年次(14 ページ)

計画の最終目標として設定した年次。

- ・森づくりボランティアネット(20, 25, 27 ページ)

森林ボランティア活動への総合的な支援を行う窓口。森林ボランティア活動を推進することにより、県民参加の森づくりへの意識の醸成と公益的機能の維持増進が発揮される森林づくりの推進を図ることを目的としている。

## や

- ・優良農地(3, 9, 30 ページ)

土地生産力が高く、かつ大規模で集団化していて労働生産性の向上にも期待がもてる農用地、又は農業に対する公共投資の対象となった農地。

- ・ユニバーサルデザイン(5 ページ)

「すべての人のためのデザイン」のことであり、年齢、性別、国籍(言語)や障害の有無等に関係なく、最初からだれもが利用できるような製品、建物や環境のデザインを意味する。また、情報、サービスやコミュニケーションも含む「すべての人が生活しやすい社会にデザイン」といったより広い概念として使われている。

## ら

- ・ライフライン(5, 7, 20 ページ)

「生活の幹線、すなわち都市生活を営む上での命綱」(Duke, 1975)と定義されるものであり、公益性が高い、システムやネットワークが形成されている、物資・情報等の伝達機能を有している等の特徴を有している。具体的には、電気・ガス・上下水道・交通・通信といった狭義の施設と、これらに工業用水道・廃棄物等の処理システム、農業用溜池、空港等を加えた

広義の施設があるが、国土利用計画の対象としては、主として狭義の施設を考えている。

- **緑地帯**(22 ページ)

環境保全等を目的として道路沿いや空港周辺などに設置されている一群の樹林地。

- **6次産業化**(8 ページ)

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組み。

- **路網**(20, 21 ページ)

森林内にある公道、林道、作業道の総称、またはそれらを適切に組み合わせたもの。